



平成 29 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社ウチヤマホールディングス

代表者名 代表取締役社長 内山文治

(コード番号：6059、東証第一部)

問合せ先 専務取締役経営企画室長 山本武博

(TEL. 093-551-0002)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年6月27日開催予定の第11回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行及び移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」及び「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規程の新設ならびに監査役会および監査役に関する規程の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨の規程を新設するものであります。なお、本議案については各監査役の同意を得ております。
- (3) 今後の事業展開に備えるために、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (4) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 27 日（予定）

定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 27 日（予定）

以 上

変更部分を下線で示しております。

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>(1)～(5) (条文省略)<br/>(新設)</p> <p>(6)～(22) (条文省略)<br/>(新設)<br/>(新設)</p> <p>(23) (条文省略)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 (条文省略)</p> <p>(1)．取締役会<br/>(2)．<u>監査役</u><br/>(3)．<u>監査役会</u><br/>(4)．会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、15名以内とする。<br/>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br/><u>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u><br/>(新設)<br/>(新設)</p> | <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(5) (現行どおり)</p> <p>(6)．<u>介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業</u></p> <p>(7)～(23) (現行どおり)</p> <p>(24)．<u>保育所及び託児所等の保育施設の運営</u></p> <p>(25)．<u>古物営業法に基づく古物商</u></p> <p>(26) (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>(1)．取締役会<br/>(2)．<u>監査等委員会</u><br/>(削除)<br/>(3)．会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は、15名以内とする。<br/><u>2 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br/><u>2 前項にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/><u>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u><br/><u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終</u></p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/> 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)<br/> 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)<br/> 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)<br/> 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任限定契約)<br/> 第30条 (新設)</p> <p>当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度</p> | <p><u>のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/> 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)<br/> 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)<br/> 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)<br/> 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)<br/> 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> <p>(取締役の責任免除)<br/> 第31条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。<br/> <u>2</u> 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任</p> |
|---|--|

|  |                         |
|--|-------------------------|
| 額は、法令の定める最低責任限度額とする。   | の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 |
| <u>第5章 監査役および監査役会</u>  | (削除)                    |
| <u>(監査役の数)</u><br><u>第31条 当社の監査役は、5名以内とする。</u>   | (削除)                    |
| <u>(監査役を選任)</u><br><u>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u><br><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>        | (削除)                    |
| <u>(監査役の任期)</u><br><u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u><br><u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> | (削除)                    |
| <u>(常勤監査役)</u><br><u>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>  | (削除)                    |
| <u>(監査役会の招集通知)</u><br><u>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>  | (削除)                    |
| <u>(監査役会の決議の方法)</u><br><u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>  | (削除)                    |
| <u>(監査役会の議事録)</u><br><u>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>                           | (削除)                    |
| <u>(監査役会規程)</u><br><u>第38条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>  | (削除)                    |
| <u>(監査役の報酬等)</u><br><u>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u><br><u>(監査役の責任限定契約)</u>  | (削除)                    |

|  |   |
|--|---|
| <p>第40条 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> | <p>(削除)</p>   |
| <p>(新設)</p>  | <p>第5章 監査等委員会</p>   |
| <p>(新設)</p>  | <p>(監査等委員会の招集通知)<br/> <u>第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>  |
| <p>(新設)</p>  | <p>(監査等委員会の決議の方法)<br/> <u>第33条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>  |
| <p>(新設)</p>  | <p>(監査等委員会の議事録)<br/> <u>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>                                   |
| <p>(新設)</p>  | <p>(監査等委員会規程)<br/> <u>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>   |
| <p>第41条～第42条 (条文省略)</p>  | <p>第36条～第37条 (現行どおり)</p>  |
| <p>(会計監査人の報酬等)<br/> 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>   | <p>(会計監査人の報酬等)<br/> 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>  |
| <p>第44条～第49条 (条文省略)</p>  | <p>第39条～第44条 (現行どおり)</p>  |
| <p>(新設)</p>  | <p>(附則)<br/> (監査役の責任限定契約に関する経過措置)<br/> <u>第11回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。</u></p> |